令和８年度〔第１四半期〕随意契約の結果（５００万円以上の工事、物品、委託）

議会事務局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間）（物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令※1	適用類型※2
政策調査課	議会情報提供システム委託	議会情報提供システム運用管理業務	令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日	株式会社フューチャーイン関西支店	16,500,000	受託者がソフトウェアの知的財産権を有しており、ソースコードを公開していないため当該事業者以外が修正等（システム障害の対応等）を行うことができないシステムの保守管理業務のため。 ※長期継続契約	2	3イ
政策調査課	議会広報放送業務委託（委員会活動リポート）	議会広報放送業務	令和8年5月14日 ～ 令和8年10月30日	びわ湖放送株式会社	5,280,000	県全域を放送エリアとする唯一の民間テレビ放送局であるため。	2	3イ